

## 下水道法

(昭和33.4.24) 最近改正 平成27.5.20 法22号

### 1. 下水道法の法令制限

下水道法では、土地利用の状況からみて、公共下水道だけでは浸水被害を防げない場合には、公共下水道管理者は浸水被害対策区域（地方公共団体の条例で定める）にある雨水貯留施設について管理協定を結ぶことができることになりました。このことについて、重要事項説明の法令に基づく制限の法律が宅建業法施行令に新たに次のように追加されました。

| 宅地建物取引業法施行令第3条第1項 | 制限の概要                              | 施行日        |
|-------------------|------------------------------------|------------|
| 18の5 下水道法第25条の9   | 雨水貯留施設管理協定はその後の施設所有者等（予定者）にも効力が及ぶ。 | 平成27年7月19日 |

### 2. 重要事項説明の実務

雨水貯留施設について公共下水道管理者と管理協定が結ばれているときは、その施設の所有者、敷地の所有者等（予定者を含む。）に対して協定の効力があります。従って重要事項説明では新たに所有者等となろうとする者に対して協定を引き継がなければならないことを説明しなければなりません。

なお、重要事項説明の諸協定の説明では、単に「〇〇協定があります」では足りず、どの協定でもその内容のうち重要と思われる部分の具体的説明が必要となります。

### 3. 下水道法の条文

下水道法の管理協定については、法第25条の2から第25条の9まで新規に規定されています。該当条文は新しい条文なので、条文を検索するときは官報（平成27年7月17日付号外第161号）等を参照してください。